

大学通信教育設置基準等の一部 を改正する省令案について

(1) 改正の趣旨

- ◆ 平成16年の「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」(構造改革特別区域推進本部)により規制の特例措置とされた「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」(特区832)については、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」(平成24年4月9日構造改革特別区域推進本部)において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度を目処に全国展開を行うこととされている。
- ◆ このため、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととするための改正を行う。

(2)改正の概要

①大学通信教育設置基準の改正

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする。(第10条第2項関係)

②規制の特例措置に関する規定の削除

「文部科学省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」における「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」に関する規定を削除する。(第9条関係)

(3)施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

(4)留意事項

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものが、大学設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積基準を満たさない場合は、上記改正事項のほか、以下の点等に留意することが重要。

①校舎等の施設について

- ◆ 校舎等の施設の面積基準を満たさない場合であっても、当該大学の教育研究に必要な校舎等を備えること(第10条第1項に規定する教室・研究室・図書室等の校舎等は備える必要があること)
- ◆ 卒業要件内で面接授業を行いたい場合は、従来通り校舎等の施設の面積基準を満たす必要があること

②学生への支援について

- ◆ インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえ、学生に対する技術面・教育面での十分な支援を行うとともに、学生の心理面への十分な配慮が必要であること
- ◆ 学生のうち、特に社会人経験のない者への十分な配慮が必要であること

③対面性の補完について

- ◆ 対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべきと考えられる場面に絞って、教員と学生本人の一对一のやりとりが可能となる同時双方向の手段を適切に導入すること